

証券コード 4258
(発信日) 2025年3月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年3月5日

株主各位

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

株式会社網屋

代表取締役社長 石田晃太

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.amiya.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「網屋」又は「コード」に当社証券コード「4258」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第29回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町3-22-1 日本橋浜町Fタワープラザ3階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第29期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに行使してください。

(2) 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。議案に対する賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

(3) 複数回議決権行使された場合

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

(書面交付請求された株主様へご送付している書面について)

- ・電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。

事業報告の一部の項目

1. 企業集団の現況

- (2) 財産及び損益の状況
- (5) 主要な事業内容
- (6) 主要な営業所
- (7) 従業員の状況
- (8) 主要な借入先
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2. 株式の状況

- (4) 大株主（上位10名）
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

3. 新株予約権等の状況

4. 会社役員の状況

- (5) 社外役員に関する事項

5. 会計監査人の状況

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況

7. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の一部の項目

連結株主資本等変動計算書

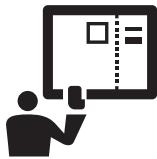
連結注記表

計算書類の一部の項目

株主資本等変動計算書

個別注記表

したがいまして、上記事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告書又は監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

◎書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎インターネットと書面により、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを行ったものとしてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを行ったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

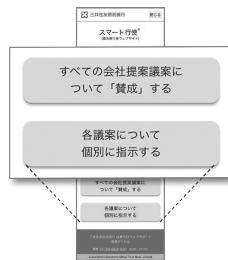
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

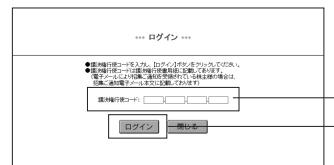
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

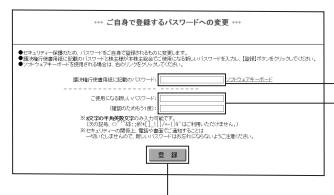
2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事 業 報 告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度において、大手出版社での甚大なランサムウェア被害や金属メーカーのVPN機器の脆弱性による情報の流出など、改めてサイバーセキュリティの重要性を象徴する年となりました。

特に、北米では、大手通信ネットワーク企業が、セキュリティ対策機能の取り込みを目的として、セキュリティ製品をもつ企業への大型M&Aや業務提携の動きが活発化しております。

このような環境下において、当社の事業である『サイバー攻撃の予防・検知・復旧・教育の包括支援』や、『クラウド型ネットワークセキュリティサービス』への引き合いが増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比33.9%増の4,767,519千円、営業利益は前期比44.8%増の526,391千円、経常利益は前期比27.3%増の541,745千円となり、以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比18.2%増の384,900千円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

データセキュリティ事業

当連結会計年度におけるデータセキュリティ事業では、SIEM製品「ALog」の売り切りライセンスが終売し、オールサブスクリプション化したことにより、フロー収益は減少したものの、サブスクリプション化された新製品が順調に受注したこと、また緊急インシデント対応やセキュリティコンサルティングなどの各種支援サービスが好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前期比48.4%増の1,915,952千円、セグメント利益は前期比23.1%増の708,503千円となりました。

ネットワークセキュリティ事業

当連結会計年度におけるネットワークセキュリティ事業では、NTTPCコミュニケーションズやキヤノンマーケティングジャパンなど大手販売店からの委託販売が大きく貢献したこと、また北米市場で売上伸長している“次世代ネットワークセキュリティ”として話題の『SASE』を国産化した当社サービス「Verona」の受注が好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前期比25.7%増の2,851,566千円、セグメント利益は前期比25.3%増の667,014円となりました。

事業別売上高

事業区分	第29期 (2024年12月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比
データセキュリティ事業	1,915百万円	40.2%
ネットワークセキュリティ事業	2,851	59.8
合計	4,767	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、55,371千円であります。その主な内容は、ソフトウェア35,488千円及び社員増員に伴うレイアウト変更8,511千円等であります。当社グループはデータセキュリティ事業とネットワークセキュリティ事業の2つの事業を展開しておりますが、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことからセグメント別に記載しておりません。

なお重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新規ビジネス投資に関する資金として、金融機関より借入金として8億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第29回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 人材採用と育成

当社グループは、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、優秀な人材を確保・育成することが重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、サイバーセキュリティエンジニア、セキュリティコンサルタント及びセキュリティシステムの開発者やネットワークエンジニア及び新規事業の企画者等については、技術革新のスピードが著しく、また、人材市場にAI等新技術の経験者の絶対数も少ないと認識しております。当社では学生インターンや長期アルバイトからの正社員採用、大学との共同研究による人材交流で、積極的にIT技術者を採用していく方針であります。また、サイバーセキュリティ対策のための知識、AIスキルやプログラム開発の教育の受講及び関連資格取得を促進して高い技術力を獲得させ、そのうえで透明性・公平性を担保する人事評価制度によって従業員のモチベーションを高める施策を取ってまいります。

② 研究開発

日々進化する技術や製品展開の発展のために、積極的に研究開発活動に取り組んでおり、本社における開発部門と札幌市に拠点を置く「さっぽろ研究所」において研究開発を行っております。また、国立大学法人北海道大学、長崎県立大学、富山高等専門学校等と連携し、AIやセキュリティデータ分析などの先端技術の共同研究も進めております。各拠点における成果を当社の新サービスとして成長させるべく、研究開発に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループの継続的な発展のために業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性及び透明性確保のためにコーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化を進めております。

④ 情報管理体制の更なる強化

当社は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（注1）の国際規格であるISO/IEC 27001:2022（注2）及びISO/IEC 27017:2015（注3）の認証を取得しております。情報セキュリティの管理・運営に関して継続的に充実を図り、お客様に高品質の製品・サービスを安全に、安定的に提供していくことが重要だと考えております。また、内部環境においても情報セキュリティに対して管理体制の強化を進めております。

〔用語解説〕

注1 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）

個々の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること。

注2 ISO/IEC 27001:2022

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築することを目的に、その構築に必要な要求事項や管理策などを記載した国際規格。

注3 ISO/IEC 27017:2015

マネジメントシステム規格であるISO/IEC 27001をベースにクラウドサービス固有の情報管理策及び実施の手引きを追加するガイドライン規格。

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第29回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

- (5) 主要な事業内容
- (6) 主要な営業所
- (7) 従業員の状況
- (8) 主要な借入先
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,314,400株（自己株式 175,411株を含む） |

（注） 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、32,800株増加しております。

- | | |
|---------|--------|
| (3) 株主数 | 1,872名 |
|---------|--------|

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第29回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

- (4) 大株主（上位10名）
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

3. 新株予約権等の状況

新株予約権等の状況につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第29回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田 晃太	
取締役	森 行博	管理本部長 (株)グローブテック・ジャパン監査役
取締役	佐久間 貴	データセキュリティ事業部長
取締役	寺園 雄記	ネットワークセキュリティ事業部長 (株)グローブテック・ジャパン取締役
取締役(監査等委員)	田口 信夫	
取締役(監査等委員)	大須賀 正之	
取締役(監査等委員)	加藤 雅彦	順天堂大学健康データサイエンス学部健康データサイエンス 学科教授 デジタル人材育成学会役員 長崎県公立大学法人 参与
取締役(監査等委員)	権 浩子	子どもの食卓(株)代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 大須賀正之氏、加藤雅彦氏及び権浩子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(監査等委員)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び重要な使用人並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	104百万円 (0)	72百万円 (0)	22百万円 (-)	7百万円 (-)	4名 (0)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14百万円 (8)	14百万円 (8)	— (-)	— (-)	4名 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び算定方法は「③取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項」ウ、業績連動報酬等に関する方針」に記載の通りです。当該指標を選定した理由は、当該指標を事業拡大、企業価値向上を目指すうえで目標とする経営指標として位置づけているためです。当該指標に関する実績は連結計算書類及び計算書類等に記載しております。業績連動報酬等の内容は業績連動型株式報酬であり、当事業年度において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に対して8,400株交付しております。上記には当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に対して3,500株交付しております。上記には当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
4. 2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、いずれも取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、それぞれ年額50百万円以内、株式の上限をそれぞれ年40千株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役

(監査等委員を除く) の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員）の員数は4名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2025年1月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下本文において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定しております。当該取締役会において、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役は3名）が出席し、十分な議論を尽くしたうえで、決議を行っております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、監査等委員会が確認し監査等委員会の同意を得たうえで最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動賞与、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成するものとする。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬により構成する。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績や使用人の給与水準等も考慮しながら定めた基準額に基づき、総合的に勘案し、決定する。

ウ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役に対し、業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬を支給する。

業績連動報酬の具体的な内容として、業績連動賞与及び、評価期間中の当社業績等の

数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「PSU」という。）を採用する。

業績連動賞与は、原則として、会社があらかじめ定めた単事業年度の業績目標（単体営業利益及び担当部門業績等の個人目標）の達成率を評価指標とし、これに連動した金銭報酬を対象の事業年度終了後に支給する。業績連動賞与の支給額は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める役位別の基準額に、対象の事業年度の終了時における業績目標の達成度に応じて0～140%の間で変動する支給率を乗じた金額に基づいて決定する。

PSUは、原則として、会社があらかじめ定めた対象期間（1事業年度の業績評価期間）の業績目標（連結売上高及び連結営業利益）の達成率を評価指標とし、これに連動した報酬を評価期間終了後に支給する。PSUとして交付する株式の個人別の数は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める役位別の基準額に、あらかじめ定めた対象期間の終了時における業績目標の達成度に応じて0～150%の間で変動する支給率を乗じた金額に基づいて決定する。

ただし、対象取締役が法令、社内規則等の違反その他業績連動報酬を支給しないことが相当である事由に該当した場合、当社は業績連動報酬の支給は行わない。

エ. 非金銭報酬等に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役に対し、原則として任期満了時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。ただし、対象取締役に当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は当該株式を無償で取得する。

オ. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、中長期的な会社の成長や企業価値との連動制を高めるとともに、株主との一層の価値共有を進める目的として、業績連動報酬である株式報酬（PSU）と原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）の割合を高めることを基本方針とする。

※取締役の報酬構成比率は、業績目標100%達成時において、基本報酬、業績連動賞与、

業績連動報酬（PSU）及び非金銭報酬（RS）の割合が、概ね以下となるように設定する。

基本報酬：業績連動賞与：業績連動報酬（PSU）：非金銭報酬（RS）=71：7：15：7

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項 につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第29回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

以上のほか、本事業報告における、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第29回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

- 5. 会計監査人の状況**
- 6. 業務の適正を確保するための体制及び運営状況の概況**
- 7. 会社の支配に関する基本方針**

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,697,042	流 動 負 債	2,961,587
現 金 及 び 預 金	3,579,003	買 掛 金	120,335
売 掛 金	414,301	短 期 借 入 金	700,000
仕 掛 品	87,215	1年内返済予定の長期借入金	152,692
原 材 料 及 び 貯 藏 品	362,077	未 払 金	58,308
そ の 他	254,444	未 払 費 用	132,166
固 定 資 産	718,197	未 払 法 人 税 等	131,995
有 形 固 定 資 産	101,461	契 約 負 債	1,490,172
建 物 及 び 構 築 物	32,013	賞 与 引 当 金	38,530
工 具 器 具 及 び 備 品	69,447	役員業績連動報酬引当金	22,040
無 形 固 定 資 産	151,026	従業員業績連動報酬引当金	11,600
の れ ん	48,405	預 り 金	14,622
ソ フ ト ウ エ ア	99,477	そ の 他	89,124
そ の 他	3,143	固 定 負 債	321,587
投 資 そ の 他 の 資 産	465,709	長 期 借 入 金	213,856
投 資 有 価 証 券	277,623	長 期 未 払 金	46,200
長 期 前 払 費 用	1,950	退 職 給 付 に 係 る 負 債	61,531
繰 延 税 金 資 産	91,763	負 債 合 計	3,283,174
保 険 積 立 金	35,089	(純 資 産 の 部)	
敷 金	48,010	株 主 資 本	2,115,577
そ の 他	11,272	資 本 金	62,142
		資 本 剰 余 金	740,408
		利 益 剰 余 金	1,564,685
		自 己 株 式	△251,658
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	16,488
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,488
		非 支 配 株 主 持 分	—
		純 資 産 合 計	2,132,066
資 产 合 計	5,415,240	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,415,240

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 売	上 原 高 価		4,767,519
売 売	上 総 利 益		2,805,407
販 費 及び 一 般 管 理 費			1,962,111
營 業 利 益			1,435,719
營 業 外 収 益			526,391
受 取 利 息		252	
受 取 配 当 金		1,781	
受 取 手 数 料		411	
為 替 差 益		349	
保 険 解 約 返 戻 金		15,298	
助 成 金 収 入		3,248	
そ の 他		2,065	23,406
營 業 外 費 用			
支 払 利 息		7,380	
そ の 他		671	8,052
經 常 利 益			541,745
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		299	299
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			541,446
法 人 税、住 民 税 及び 事 業 税		180,076	
法 人 税 等 調 整 額		△23,529	156,546
当 期 純 利 益			384,900
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			384,900

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,510,474	流 動 負 債	2,894,649
現 金 及 び 預 金	3,439,212	買 掛 金	103,168
売 掛 金	371,242	短 期 借 入 金	700,000
仕 掛 品	87,215	1年内返済予定の長期借入金	133,328
原 材 料 及 び 貯 藏 品	362,077	未 払 金	57,563
前 渡 金	202,170	未 払 費 用	123,703
前 払 費 用	45,819	未 払 法 人 税 等	121,163
そ の 他	2,737	契 約 負 債	1,490,172
固 定 資 産	754,233	賞 与 引 当 金	38,530
有 形 固 定 資 産	101,096	役員業績連動報酬引当金	22,040
建 物 及 び 構 築 物	31,648	従業員業績連動報酬引当金	11,600
工 具 器 具 及 び 備 品	69,447	預 金	11,378
無 形 固 定 資 産	102,554	そ の 他	82,001
ソ フ ト ウ エ ア	99,411	固 定 負 債	249,406
そ の 他	3,143	長 期 借 入 金	141,675
投 資 そ の 他 の 資 産	550,583	長 期 未 払 金	46,200
投 資 有 価 証 券	277,623	退 職 給 付 引 当 金	61,531
関 係 会 社 株 式	91,500	負 債 合 計	3,144,055
長 期 前 払 費 用	1,950	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	90,366	株 主 資 本	2,104,164
保 険 積 立	31,058	資 本 金	62,142
敷 敷	48,010	資 本 剰 余 金	740,408
そ の 他	10,072	資 本 準 備 金	12,142
		そ の 他 資 本 剰 余 金	728,266
		利 益 剰 余 金	1,553,272
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,553,272
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,553,272
		自 己 株 式	△251,658
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,488
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,488
資 产 合 計	5,264,708	純 資 産 合 計	2,120,653
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,264,708

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		4,480,129
売 上 原 価			2,574,266
売 上 総 利 益			1,905,863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,405,519
營 業 利 益			500,343
營 業 外 収 益			
受 取 利 息		249	
受 取 配 当 金		1,781	
受 取 手 数 料		411	
為 替 差 益		349	
保 険 解 約 金	返 戻 金	15,298	
助 成 金	收 入	3,248	
そ の	他	1,918	23,257
營 業 外 費 用			
支 払 利 息		6,533	
そ の	他	671	7,204
經 常 利 益			516,396
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却	損	299	299
税 引 前 当 期 純 利 益			516,097
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		169,243	
法 人 税 等 調 整 額		△23,529	145,713
当 期 純 利 益			370,383

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社 網屋
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 宮 島 章
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 岩 渕 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社網屋の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社網屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又はするための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社 網屋
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 宮 島 章
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 岩 渕 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社網屋の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社網屋 監査等委員会

監査等委員 田 口 信 夫
監査等委員 大須賀 正 之
監査等委員 加 藤 雅 彦
監査等委員 権 浩 子

(自署)

(注) 監査等委員大須賀正之、加藤雅彦及び権浩子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	いしだ こうた 石田 晃太 1972年9月26日生	<p>2002年3月 当社入社 WCM事業部マネジャー</p> <p>2006年4月 当社 営業本部2グループゼネラルマネジャー</p> <p>2008年4月 当社 SAプロダクト事業部長</p> <p>2008年6月 当社 取締役SAプロダクト事業部長</p> <p>2009年4月 当社 取締役営業本部長兼マーケティング本部長</p> <p>2014年3月 当社 常務取締役営業本部長兼マーケティング本部長</p> <p>2020年3月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職) —</p>	468,300株
<取締役候補者とした理由>			
2 再任	さくま たかし 佐久間 貴 1976年7月30日生	<p>1999年4月 株式会社スメディア入社</p> <p>2014年10月 同社 取締役ITソリューション本部長</p> <p>2015年4月 同社 常務取締役ITソリューション本部長</p> <p>2017年4月 同社 常務取締役イノベーション事業部長</p> <p>2019年4月 当社入社 監査プロダクト営業部長</p> <p>2020年1月 当社 執行役員データセキュリティ事業部長</p> <p>2021年3月 当社 取締役データセキュリティ事業部長</p> <p>2023年8月 株式会社グローブテック・ジャパン取締役</p> <p>2025年1月 当社 取締役セキュリティプロダクト事業部長（現任） (重要な兼職) —</p>	25,640株
<取締役候補者とした理由>			
佐久間貴氏は、セキュリティプロダクトの責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する豊富な経験と実績、経営環境に関する深い理解と見識を有しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社株式の数
3 再任	寺園 雄記 1977年3月7日生	<p>2001年11月 当社入社 2008年4月 当社 サービス事業部S情報基盤部長 2009年4月 当社 営業本部営業4部長 2011年4月 当社 営業本部営業2部長 2012年4月 当社 営業本部東日本営業部長 2019年2月 当社 営業本部IT基盤ソリューション営業部長 2020年1月 当社 執行役員ネットワークセキュリティ事業部長 2021年3月 当社 取締役ネットワークセキュリティ事業部長 2024年11月 (株)グローブテック・ジャパン取締役（現任） 2025年1月 当社 取締役セキュリティサービス事業部長（現任） (重要な兼職) (株)グローブテック・ジャパン取締役 </p>	25,640株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>寺園雄記氏は、セキュリティサービスの責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する経験と実績を有しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社の取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 新任 社外 独立	もり 森 雅 司 1975年5月10日生	<p>2001年10月 新日本有限責任監査法人入所</p> <p>2010年12月 (株)森会計事務所設立</p> <p>2012年4月 (株)アイビージュイ入社</p> <p>2013年2月 GMOペパボ(株)入社</p> <p>2013年4月 GMOインターネット(株)転籍</p> <p>2017年7月 森公認会計士事務所 代表（現任）</p> <p>2019年6月 社会福祉法人厚生会 監事（現任）</p> <p>2020年10月 フォレスタリサーチ＆コンサルティング(株) 代表取締役（現任） (重要な兼職)</p> <p>森公認会計士事務所 代表</p> <p>フォレスタリサーチ＆コンサルティング(株) 代表取締役</p> <p>社会福祉法人厚生会 監事</p> <p>NPO法人ドラッカー学会 理事</p>	0株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由>			
		<p>森雅司氏は、公認会計士としての専門知識及び豊富な監査経験を有しています。事業会社での勤務経験もあり、企業の内部監査経験者としての知見に基づきコンサルティング業務を行っています。これらの経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>	
2 再任 社外 独立	ごん 権 浩 子 1982年10月27日生	<p>2006年9月 東京共同会計事務所入所</p> <p>2011年3月 三菱UFJメリルリンチPB証券(株)（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)）入社</p> <p>2017年10月 子どもの食卓(株)設立 代表取締役（現任）</p> <p>2023年3月 当社 監査等委員である取締役（現任） (重要な兼職)</p> <p>子どもの食卓(株) 代表取締役</p>	0株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>			
		<p>権浩子氏は税理士5科目有資格者であるほか、証券会社での勤務経験もあり、税務に精通しております。また、企業創業者もあります。これらの経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 新任 社外 独立	森 詩絵里 もり しきり 1989年3月29日生	<p>2015年1月 弁護士登録（東京弁護士会） 2015年1月 馬場・澤田法律事務所入所 2017年11月 K&L Gates外国法共同事業法律事務所入所 2018年10月 インテグラル法律事務所入所（現任） 2024年3月 (株)ビジョン 社外取締役（現任） 2024年8月 LiME(株) 社外監査役（現任） 2024年9月 ユーソナー(株) 社外取締役就任（現任） （重要な兼職） (株)ビジョン 社外取締役 LiME(株) 社外監査役 ユーソナー(株) 社外取締役</p> <p>＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割＞ 森詩絵里氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的知見から、経営陣から独立した立場で当社のコンプライアンス体制などについて助言いただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化へ貢献していただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 森雅司氏、権浩子氏及び森詩絵里氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、権浩子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、森雅司氏及び森詩絵里氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 権浩子氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、権浩子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号が定める額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、森雅司氏及び森詩絵里氏の選任が承認された場合には、新たに両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 森詩絵里氏の戸籍上の氏名は、佐藤詩絵里であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

日本橋浜町Fタワープラザ 3階

東京都中央区日本橋浜町 3-22-1

交通

- | | | |
|-------|--|--------------|
| 都営地下鉄 | | Ⓐ 新宿線 浜町駅 |
| 東京メトロ | | Ⓑ 半蔵門線 水天宮前駅 |
| 東京メトロ | | Ⓒ 日比谷線 人形町駅 |
| 都営地下鉄 | | Ⓓ 浅草線 人形町駅 |

- | |
|--------------|
| A 2番出口より徒歩4分 |
| 5番出口より徒歩5分 |
| A 2番出口より徒歩8分 |
| A 3番出口より徒歩9分 |



※駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。